

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 6 日現在

機関番号：16301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23720366

研究課題名(和文) 中世初期イングランドにおける地域社会の形成ーミッドランドの人的ネットワークー

研究課題名(英文) The Formation of Local Societies in Anglo-Saxon England: Human-network in West Midlands

研究代表者

森 貴子(MORI, TAKAKO)

愛媛大学・教育学部・准教授

研究者番号：10346661

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円、(間接経費) 810,000円

研究成果の概要(和文)：中世初期イングランド社会の構造を人的ネットワークから再検討するために、最近の「集会」研究に注目した。その結果、国制における国王集会と在地集会の繋がりの重要性だけでなく、各々の集会内部で個人の紐帯が重要な機能を果たしていたと確認できた。また地域共同体と王権の関係では、従来のトップダウン型での説明では不十分で、説得、交渉、妥協を通じて実現される「合意に基づく統治権」という視点が必要とされていた。以上の先行研究の整理から、集会を場としてそこで取り結ばれる人間関係を再現することで、王権、エリートそして親族関係だけでなく、領主権および地域社会の絡み合う、立体的な社会構造を把握できる可能性を提唱した。

研究成果の概要(英文)：This research focused on recent studies of assemblies in order to reexamine the structure of the society of Anglo-Saxon England from the viewpoint of the human network. As a result, it is confirmed not only that the bond between the royal assembly in the late state and local assemblies was important but also that interpersonal bonds among individuals played a vital role. At the same time, it is argued that the previous 'top-down' explanation is insufficient to describe the relationship between local communities and the royal authority and that it requires explanation in terms of 'consensual rulership' that was realized through persuasion, negotiation and so on. On the basis of the literature review above, this study pointed out the possibility that the multi-dimensional social structure in which not only the royal authority, the elite and kinship but also the lordship and local societies were intertwined can be grasped by reproducing personal relationships that obtained in assemblies.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：中世初期イングランド 集会 紛争解決 地域共同体 人的紐帯 法典 文書

## 1. 研究開始当初の背景

本研究は、中世初期イングランド社会の展開を、人々の協働行為から形成されるネットワークに着目して追求することを目的としていた。その背景には、イギリス学界を中心とする研究の深化と、研究代表者による個別研究の蓄積がある。

### (1) イギリス学界の動向

近年のイングランド中世史研究では、封建制や領主制といった従来の議論の枠組みには収まりきらない、多様な社会秩序の構築の仕方が注目されている。そこでは、法典や文書、アングロ・サクソン年代記などの叙述史料が新たな視角から再検討され、王権と地域の双方向的な関係がクローズ・アップされてきている。また、裁判をはじめとする紛争解決の考察も進展しつつあり、そこからは、不断の協働行為を通じて形成される地域社会が、王権による統治とは独立に機能する側面なども明らかになっている。こうした地域共同体の存在を、後代における特殊イングランド的統治の起源の一つとして重視する立場も打ち出されている。

### (2) 研究代表者の成果

研究代表者はこれまで、社会経済史的関心からミッドランド西部を考察してきたが、その中で「外部に閉じられた荘園」という伝統的イメージでは捉えられない側面を指摘し（都市を中心とした市場圏や塩生産を基軸とした広範な流通圏の存在など）、これを地域の社会経済ネットワークとして提示していた。そしてこの試みは、上述のイギリス学界における、地域社会の形成への注目とも重なり合う部分が多い。そこで、これまでの考察を発展させて、ミッドランドの人的ネットワークを解明するとともに、地域論との接合をより強く意識しながら中世初期社会を包括的に把握することを目指して、本課題は構想された。

## 2. 研究の目的

アングロ・サクソン期社会の展開を、まずは、さまざまな人的結合関係に着目して追求すること、これが本研究の主眼であった。具体的には、王権を頂点とした縦の繋がり（集権的封建制）を重視する従来の研究とは異なり、様々なレベルでの横の繋がり注目すると同時に、地域と諸権力との重層的関係を明らかにすることで、立体的・動態的な中世初期社会像を浮かび上がらせる。その際の具体的な目標は、以下の通りである。

### (1) 研究史の整理

上述の目的を達するために、まずは人的結合関係に関する文献を幅広く収集し、国制史や法制史も含めた複数の領域にまたがる総合的アプローチとして、人的ネットワーク論

を練り上げていく。典型的には、人的結合の場としての「集会」assembly 研究。

### (2) 史料論へのまなざし

文書、法典、記述史料のいずれについても、中世初期イングランドの社会的文脈の中でその生成・機能を考察し、それぞれの史料について最も有効な解釈を心掛ける。

### (3) 比較史の視点

中世初期大陸史で活発な集会研究や紛争解決に関する議論は、イングランドを対象とする本研究を進めるにあたって、考察手法などの点で示唆に富む。したがってこうした成果を可能な限り摂取して、イングランドの独自性を確認すると同時に、イングランドに限定されない共通の傾向にも目を向ける。

### (4) 史料分析

課題達成のため、権利譲渡文書を主要資料として、様々なレベルの「集会」を再現し、人的結合関係の具体的事例を収集する。

中世初期社会において文書は、多数の証人の面前で行われた引き渡しの儀式（＝集会）を通じて機能したとされている。そこで本研究では、文書の証人欄に注目して集会の参加者とその地理的出自を可能な限り特定する。その上で各々の集会の性格（通常の財産譲渡のための集会なのか、あるいは紛争解決など法廷の機能を果たしたのか、また在地的かより高次の集会なのか）を他の記録も援用しつつ明らかにし、人的ネットワークの役割とそれが作り出す「地域の形」を提示する。さらに法典やドゥームズデイ・ブックを用いて、地域と王権あるいは領主権との重層的関係についても例示する。

## 3. 研究の方法

### (1) 賢人会議 *witenagemot* への注目

国王を中心として開催された集会の機能、性格、王国統治における位置づけを包括的に検討する。そこから、アングロ・サクソン国家の統治システムの特質を明らかにしたうえで、王国行政における在地社会の位置づけについての予備的知見を得る。

### (2) 在地集会の考察

州やハンドレッドを場とする集会を、文字史料のみならず、考古資料にも目を向けて、できるだけ具体的に分析する。具体的には、集会における参加者の社会的身分、役割、そして紛争解決をはじめとする住民の諸活動（協働行為）に光を当て、そこでの人間関係の結ばれ方、機能を考察する。

### (3) 王権と地域社会の関係

以上の考察から、王権と地域社会の関係を問い直す。ここでは法典などの規範史料での

描写と、主として文書から再構成された地域社会の「実態」との相違点が浮かび上がるはずである。

#### 4. 研究成果

以上の目的意識および目標を持って出発した本課題だが、実際にはオリジナルの史料分析は緒についたばかりである。というのも、法典などの史料を用いて国制史および法制史に関する分野に本格的に取り組むことは、研究代表者にとって初めての経験である。また、昨年度は当初の目的であるミッドランドの史料分析に取りかかったものの、文書をはじめとする限られた史料をより有効に活用するには、射程をさらに広げる必要があると感じた。こうした理由から、史料や集会に関する先行研究の摂取に大部分の時間が費やされることになってしまったが、それでも、この三年間で得た以下のような知見は、今後の研究進展にとって不可欠な視角を提供してくれたといえる。

##### (1) 「王の法典」の史料的性格

本研究の重要な素材である法典の史料的性格を見極めるため、先行研究の整理に努めた。その結果、最近では、王が発布した法典の具体的内容のみならず、作成背景や同時代での利用状況および同時代人による認識に至るまでが検討対象とされていること、そしてそこから、法典を史料として解釈していく際の基本姿勢に関わる、多くの貴重な指摘がなされていることが判明した。要約してみると、

同時代人たちの認識：結論から言えば、同時代人たちは法典を実際に施行されるものとは考えていなかった。写本制作者は、法典をわれわれの理解とは何か別の性格のもの、歴史や説教や聖書に近いものと認識していた。叙述史料には常套句として、あるいは象徴的機能ゆえに「法」一般への言及があったが、特定の法典を指す事例は見出せなかった。訴訟関係の記録での沈黙が、法典が法廷で活用されなかったことのさらなる裏付けとなる。結局アングロ・サクソン期のイングランドは、書かれた法が機能する世界ではなかった。

王の法典の役割：それでは、法制定はいつたい何のためになされたのか。端的に言えばそれは、政治的イデオロギーの産物だった（法制定者としての王の権威の提示を第一の目的で作成された）。しかし法の作成は、王に現実の裁判に対する責任感を与えたという点で、画期的であった。

歴史史料としての価値：法典が王権イデオロギーの産物だからといって、歴史史料としての価値がないというわけではない。裁判関係の記録では、判決と法典の内容が一致する

場面を確かに指摘できる。また、内容がなじみ深いもの（慣習）であるからこそ、記録化された法典が、法の与え手としての王を表明するのに有効だったと考えることもできる。ただし、やはり裁判記録が示していたように、裁判が法典とは異なる結末を迎えることもあった。

以上のことから、アングロ・サクソン社会の「法」の実態に迫るためには、法典とそれ以外での記録（まずは裁判関係の記録）を補完的に用いることが必要不可欠との結論を得た。

##### (2) アングロ・サクソン末期国家論と集会

近年の議論では、10世紀のウェセックスによるイングランド統一以降に関して、国王主導での国家の成長を高く評価する傾向が強い（前述の王の法典に関する議論でも、裁判における王権の役割が強調されていた）。そこで、このアングロ・サクソン末期国家論では人的紐帯がいかに位置づけられているのか、「集会」の扱いに注目して先行研究を探った。そこからは、国家制度の精巧さや規則性、立憲主義的要素を主張するために、あるいは効果的で中央集権的に組織化されたネットワークを構成するものとして、位階的に機能する公の集会（国王の面前で行われる賢人会議、州集会、ハンドレッド集会、その他在地の集会）への言及があることが判明した。

しかしこの議論での集会の位置づけには、批判も提出されていた。例えば、合意に基づく個人間の紐帯を国家の構成基盤とする見方（「合意に基づく統治権力」）が押し出されているドイツ学界と比較して、イングランドについては、王権の最も強力な官僚制的な側面ばかりが探求され、集会は中央権力の持つ統治手段の一つとされているにすぎないという批判である。ここからは、集会そのものに注目して、国家との関係を全面的に再検討する必要性が、浮かび上がってきた。

##### (3) 集会研究の可能性

こうした問題意識から最近の集会研究を考察した結果、以下のような論点が明らかになった。

賢人会議と王権：王の面前で開催された集会＝賢人会議は多数の出席者からなるが、法制定、王文書の作成・引き渡し、国王戴冠式などで不可欠な役割を果たしており、「純然たる王の機関」などではない。国王が過去の過ちを認めた10世紀末の王文書が印象的に示すように、集会は王とエリートたちの対話の場であり、そこでは説得、妥協、交渉を通じて、合意形成が行われていた。王による統治は、まさに会議での同意の確立によって実現するのであり、この点でアングロ・サクソン末期国家論（大陸と比較した場合の「イングランド例外論」）は再検討されなければならない。

紛争解決と集会：ここでも王権の強力さの主張と、これを相対化する議論との、両方が認められた。国王による法や裁判行政へ積極的介入はアングロ・サクソン末期国家論を裏付ける重要な証拠とされてきた。他方で、文書や叙述史料を用いた紛争解決プロセスの解明が進むなかで、これが国家システムとは独立して達成される事例が報告されてきている。例えば、9世紀末から10世紀末のおよそ100年間を対象にした検討からは、紛争解決に国王のイニシアティブが認められる事例は少数で、当事者たちは家族や友人、そして在地有力者との絆を利用して、自らがより有利になるような場に訴えを持ち込んでいる（集会はそのような場の一つであるが、その場合でも位階制が意識されていたようには見えない）。国王の法廷（＝賢人会議）による関与も縁故が影響しているし、判決が覆ることさえある。こうして紛争解決の分野でも、個人的人間関係がきわめて重要だとする立場が提出されているのであるから、裁判集会の性格や機能を含めて、事例研究の蓄積を急がなくてはならない。

地域共同体と王権：アングロ・サクソン末期国家論では、王権による在地法廷の整備と利用が、実効力のある王国統治の基礎とされている。そうであるならばなおさら、これを王権の側から捉えるだけでは不十分で、地域が協働行為を通じて成長するプロセスに着目し、これと王権の関係を具体的に解明していく必要がある。この点で、ケントを中心に行われている、州共同体の活動を析出する試みが参考になる。そこでは、住民による地域秩序維持のためのさまざまな努力（証人としての人間関係の形成、記録の利用等）と、1000年頃からこれを「よき人々」と呼んで統治に位置づけようとする王権の動きの、両方に目が配られ、両者の結びつきが丁寧に描写されていた。

### (3) 今後の展望

何よりもまず、先行研究の整理から得られた以上の論点を、対象地域であるミッドランド西部の史料分析に活かすことが、今後の課題である。

紛争解決への着目：裁判集会を含めて、紛争解決に関する史料に注目し、その参加者、プロセスを解明していく。ここからは、中世初期社会の秩序維持における、人的紐帯の具体的な結ばれ方が浮かび上がるはずである。また、法典での規定と、それ以外の史料から再構成された事例を付き合わせることで、中世初期社会の裁判システムに関しても発言が可能となる。最終的には、王国統治における地域共同体の位置づけについて、ミッドランド西部の独自性を考慮しつつ、一定の結論を得たい。

領主権の役割：アングロ・サクソン末期国家論を軸に展開されている近年の議論では、領主権についての関心が薄いと感じられた。そこでは領主権は、国王統治に（反するのではなく）添うように機能するとされているが、これは本当だろうか。この点は、荘園制の枠組みで考察してきた研究代表者にとって、再検討に値する。領主裁判権の確立からではなく、地域社会における機能という視角から、その位置づけを試みたい。

こうした取り組みから、王権、エリートそして親族関係だけでなく、領主権および地域社会の絡み合う、立体的な社会構造の把握を目指したい。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 2 件）

森 貴子、「中世初期イングランドの集会をめぐって」、『愛媛大学教育学部紀要』、第61巻、2014年、掲載確定、査読なし

森 貴子、「アングロ・サクソン期イングランドにおける王の法典の史的性格」、『愛媛大学教育学部紀要』、第59巻、2012年、255 - 262頁、査読なし  
URL:<http://iyokan.lib.ehime-u.ac.jp/dspace/handle/iyokan/1721>

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

森 貴子 (MORI, Takako)  
愛媛大学・教育学部・准教授  
研究者番号：10346661

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：